

砺波市農業委員会 4月総会議事録

開催日時 令和5年4月5日(水)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 27名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	20番	山本 涉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
14番	川邊 孝之	29番	西原 登
15番	土田 英雄		

欠席した委員 2名

3番	境 真由美	22番	宮崎 雄介
----	-------	-----	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生  
農地調整専門員 林 憲正

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

## 付議案件

### 議事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可について
- 3) 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し  
意見決定について
- 4) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し  
意見決定について
- 5) 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用  
許可申請に対し意見決定について

### 協議

- 1) 協議事項1号 「参考」砺波市農地標準賃借料について
- 2) 協議事項2号 農用地利用計画の変更について

### 報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 専決処分の報告について

### その他

令和5年度最適化活動の目標の設定等について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会4月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦労様です。穏やかな日が続いておりますが、季節が進むのが早まっているように感じます。農作業が始まっていますが事故のないよう気を付けていただきたいところです。また、この気候でチューリップも例年より早く生育が進んでおります。4月下旬からのチューリップフェアに向けて関係者の皆様は気をもんでいるところかと思いますが、よい状態で迎えられるよう祈るばかりです。本日も慎重にご審議をお願いします

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中27名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。

なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので平木会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に私から議事録署名委員を指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号17番樋掛 雅彦委員・議席番号18番亀永 理恵委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、隣接農地の所有者である譲受人が、仲間田である申請地を取得するものです。

番号2は、利用権設定により貸借していた農地を借り手である譲受人が取得するものです。

番号3は、譲受人の自宅に隣接する申請地を農地として利用するため取得するものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第1号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 　　1番について、譲渡人は居住する市外から通って耕作することは困難であるということで農地の処分を検討していたところ、長年隣接農地とあわせて耕作していた譲受人との話がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　山本委員、どうぞ。

山本渉委員 　　2番について、今までと同様に耕作者であった譲受人が農地として利用するものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「議案第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定

許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。  
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

いずれも新規就農者であり、父の所有する農地を使用貸借することで農業経営を行うものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第2号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 いずれも新規就農者として父の所有する農地で1番についてはブドウ、2番についてはチューリップの花弁栽培を行います。それぞれ事前に研修を受けた意欲ある就農者の方ですので、ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「議案第2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第3号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。  
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の 1 ページから 5 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。申請地は公共インフラが整備された地域に近接しており、住環境が充実しています。市街地近郊において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において計画を立てたものです。また、この共同住宅の建設に伴い、隣接農地の進入路を新たに整備します。

(議案書番号 2 朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の 6 ページから 10 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。自己住宅の敷地の一部の地目が田であることが判明したため、是正を図るものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第 3 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1 番について、昨年に農振除外の願出がされた農地です。今回の申請地の隣は以前農地転用で分譲宅地となったところですが既にうまっています。商業地域に近接し今後も住宅や共同住宅の需要があることから今回の申請に至ったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　江成委員、どうぞ。

江成委員 　　2 番について、以前農振除外の願出があった農地です。家族構成の変化

により将来的に増築や新築を検討しており、敷地について確認したところ違反転用がわかり今回申請されたものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「議案第3号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による所有権移  
転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。  
今月の案件は、4件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」  
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し  
ます。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しているこ  
とから、生活及び交通の利便性が高い申請地において自己住宅を計画した  
ものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1  
種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。願  
出地は、市街地近郊において公共インフラが整備されております。市街地  
において建売及び注文住宅用地が不足していることや、矢木地域において  
分家住宅用地が不足していることもあり、生活及び交通の利便性が高い申  
請地において計画を立てたものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。従業員の増員等に伴い、従業員及び来客用の駐車場を確保するため、既に駐車場として利用されていた申請地を取得しようとしたところ、地目が田であることが判明したため、是正を図るものです。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。

申請地は低生産性小集団農地であり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。子供が成長し、現在居住しているアパートでは手狭になっており、新居を建てるため宅地を取得しようとしたところ、敷地の一部が田であることが判明したため、是正を図るものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第4号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番について、譲受人が子が通う小中学校や住環境等を考え住宅を建築する場所を探していたところ、用途地域内で利便性の高い申請地で話がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　4番について、譲渡人の先代の頃から既に宅地化されていたものです。本人も反省しており始末書の提出もありますのでご承認よろしく申し上げます。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　山本委員、どうぞ。

山本渉委員 3番について、既に宅地化されていたものですが本人からの始末書の提出もあります。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「議案第4号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。  
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の31ページから35ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は自動車販売及び修理業を営んでおります。車両保管等のスペースが不足していることから、近接地を確保し駐車場を整備する計画を立てたものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の36ページから40ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。譲受人は、現在、実家の両親と同居してしていますが、2人の子供が成長して手狭になっていることや、両親の世話を踏まえ、実家に近接した農地で分家住宅を計画したものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の41ページから45ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和5年5月から令和7年4月までとし、深さは10m、採取量は約146,000m<sup>3</sup>の計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第5号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、譲受人は事業のため手狭となった駐車場敷地を以前から探しており、若干距離がありますが近接地で話がまとまったものです。ご承認よろしく願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 　　2番について、所有者の娘夫婦の分家住宅のため申請されたものです。昨年度には農振除外の願出、決定を受けたものであり、関係各所の同意を得ております。

3番については、砂利採取による一時転用です。許可日からの2年間で採取から埋め戻して農地への復元までを計画しています。今回は隣接する宅地にあった空き家を取り壊してあわせて砂利採取を行うため、空き家の解消と埋め戻し後に農地の増加が見込まれます。ご承認よろしく願います。

議長 　　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「議案第5号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

- 議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「協議事項1号 [参考] 砺波市農地標準賃借料について」事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案書の6ページとお手元の資料をお願いします。  
農地標準賃借料について、事務局において資料を基に試算しましたところ、昨今の資材・燃料費高騰の影響で経費が上がり、賃借料が下がる結果となりました。しかしながら、農業委員会の運営協議会及び賃借料検討会の皆様に意見を伺ったところ、昨年の標準賃借料は米価の下落により従来よりも大きく下げたところであり、特に農地の出し手からの理解を得ることが難しいと考えられることから、標準賃借料は昨年から据え置くということでもとまったものです。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 樋掛委員、どうぞ。
- 樋掛委員 土地改良費が経費計算に含まれてますが、実態として砺波市では耕作者ではなく所有者が負担することが多いため、それに合わせた計算をする方がよいのではないのでしょうか。
- 事 務 局 所有者が負担している土地改良費を賃借料に上乗せしている農家もあり、計算方法を変更することでかえって混乱を招きかねないこと、昨年から賃借料を据え置くという方針から今回についてはこのままとさせていただきます。ただし、今後どのようにしていくのかについては検討していく必要があると考えています。
- 議 長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。  
  
(全員挙手)
- 議 長 賛成多数により、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「協議事項 2 号 農用地利用計画の変更について」事務局より説明願います。

事務局

議案書の 7 ページをお願いします。

令和 5 年 2 月に受け付けた農振除外の願出は 5 件となっております。

(除外案件番号 1 朗読)

別添の農振除外願位置図の 1 ページから 5 ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、これまでも賃貸アパートを経営しています。市街地近郊において、アパートが不足していることから、生活及び交通の利便性が高い願出地において、共同住宅の計画を立てています。また、願出地近くには、病院や特別養護老人ホームがあり、職員の住居として利用が見込まれています。

(除外案件番号 2 朗読)

別添の農振除外願位置図の 6 ページから 11 ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、運輸・倉庫業を営んでおり、願出地は、砺波インター工場に隣接しています。現敷地において機械の組立てを行う際に、作業スペースが駐車場と重なっていることから、主に大型車両トレーラーと従業員の駐車場や、資材置場を整備するよう敷地の拡張を計画しています。

(除外案件番号 3 朗読)

別添の農振除外願位置図の 12 ページから 16 ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、鉄骨加工・鉄筋加工業を営んでおり、願出地は、自社工場に隣接しています。業務拡張に伴い、既存工場敷地では手狭になったため、隣接農地において資材置場を整備する計画としています。

(除外案件番号 4 朗読)

別添の農振除外願位置図の 17 ページから 21 ページまでと併せてお願いします。

譲受人は外構工事及び庭園管理業を営んでおり、願出地は自宅兼事業所

に隣接しています。業務が少しずつ増え、既存宅地では手狭になったため、隣接農地において駐車場や資材置場を整備する計画としています。

(除外案件番号5朗読)

別添の農振除外願位置図の22ページから26ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、土木及び建築業等を営んでおります。願出地は現資材置場に隣接しており、現在の事業を行うにあたっては、資材置場及び残土置場が不足していることから資材置場用地の拡張を計画しています。

次に、議案書の8ページをお願いします。

令和5年2月に受け付けた軽微な変更の願出は1件となっております。

(軽微な変更案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の27ページから31ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、農業を営むにあたり、農業用機械及び資材の倉庫が不足していることから、願出地において農業用倉庫敷地を計画しています。

次に、議案書の9ページをお願いします。

令和5年2月に受け付けた編入の願出は8件となっております。

番号1～8は、富山県が実施する農地整備事業にあたり、農用地区域に編入する計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番について、病院に近く付近は住宅街となっています。今後も住宅等の需要が見込まれていることから今回の申請に至ったものです。

2番については、譲受人が現在事業を行うにあたり手狭となったことか

ら作業スペースや駐車場のため敷地を拡張するものです。ご承認よろしく  
お願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 3番について、譲受人が現在事業を行うにあたり手狭となったことから、  
ストックヤードとして敷地を拡張するものです。ご承認よろしくお願  
いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 5番について、資材置き場が不足していることから既存の資材置き場に  
隣接する土地において申請されたものです。ご承認よろしくお願  
いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 4番について、譲受人が自宅で行う事業において既存宅地が手狭となっ  
たため、隣接する土地を利用し事業用敷地を拡張するものです。ご承認よ  
ろしくお願  
いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 飯田委員、どうぞ。

飯田委員 軽微な変更について、譲受人が現在使用している農業用施設が老朽化し  
手狭となっていることから隣接する土地で新たに建設するものです。譲受  
人は地区で中心となる担い手でもありますのでご承認よろしくお願  
い  
します。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。

ただ今の「協議事項2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号から第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明・報告第3号)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。  
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。  
これにて閉会いたします。

(閉会 15 : 25)